

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年3月30日

支出負担行為担当官

気象研究所長 小泉 耕

1 当該招請の主旨

本業務は、気象研究所の緊急研究で実施する「九州北部での無人飛行機を用いた大気下層の気温や水蒸気等の鉛直プロファイルを観測する作業」において、九州北部の1観測点に無人航空機を用いて大気下層の気圧、気温、湿度、水平風の鉛直プロファイルを観測し、得られた無人航空機の鉛直プロファイルデータと気象レーダーの位相データから得られた屈折率と比較を行い、レーダー屈折率の観測高度依存性調査及び観測精度の検証を目的として行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、項4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお項4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 レーダー屈折率推定のための無人航空機による九州北部大気下層の鉛直プロファイル観測

(2) 業務内容 受注者は、監督職員と相談のうえ観測場所を決定し、静穏日(晴天又は曇天、弱めの降水期間を含んでも良い)の2日間(飛行実施日は土・日・祝日も含めることができるが、連続する日でなくても構わない。)について観測を行う。

また、気温、湿度、気圧の測器については、検定済みの観測測器(型式証明も可)であるか、もしくは検定済みの測器(型式証明も可)とキャリブレーションして気象観測として実績のある測器で、気温、湿度、気圧、水平風を観測する。

(3) 履行期限 令和4年8月6日

3 業務目的

本観測は、九州北部の1観測点において無人航空機を用いて大気下層の気圧、気温、湿度、水平風の鉛直プロファイルを観測する。得られた無人航空機の鉛直プロファイルデータと気象レーダーの位相データから得られた屈折率と比較を行い、レーダー屈折率の観測高度依存性調査及び観測精度の検証を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 4・5・6 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 国、地方自治体、大学や民間研究所が発注した無人航空機による本仕様と同種の観測を 2 件以上実施していること。
- ② 本仕様で飛行を予定している無人航空機と同機種の無人航空機について、10 時間以上かつ直近 3 ヶ月に 1 時間以上の飛行経歴を有すること。
- ③ 本仕様で飛行を予定している無人航空機と同機種の無人航空機について、直近 3 ヶ月に気象庁のゾンデ観測点付近で飛行し、気象庁のゾンデ観測との大気プロファイルの比較の経歴を有すること。
- ④ 本仕様で使用する気温や湿度、気圧の観測測器については、検定済みの観測測器（型式証明も可）であるか、もしくは検定済みの測器（型式証明も可）とキャリブレーションして気象観測として実績のある測器で、気温、湿度、気圧、水平風を測器の応答特性等を考慮した誤差精度で観測できること
- ⑤ 無人飛行機を用いた気象観測の観測数については、天候等の理由により安全を優先しやむなく観測を停止する場合を除いて、無人飛行機等器材不備等によるデータ欠測は 1 日の総観測データ数の 1 割内程度まで実施できること。
- ⑥ 無人航空機に関する許可・承認実績

下記の全てにおいて、国土交通省担当航空局への許可・承認申請を行い、許可・承認を受けた実績があること。

ア 飛行禁止区域の飛行

- ・地表又は水面から 150m 以上の高さの空域

イ 飛行の方法

- ・夜間の 150m 以上での高高度飛行
- ・目視外飛行

(3) 無人航空機を飛行させる者の技術・実績に関する要件

本仕様による無人航空機の飛行に際しては、以下を厳守し、安全確保に努めること。

- ① 国土交通省航空局の「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」
(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html) を遵守すること。
なお、本仕様においては、国土交通省大臣の許可が必要な空域を飛ぶ場合がある。
- ② 飛行経路の周辺に無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置すること。

- ③ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう補助者を配置すること。
- ④ 遠隔操縦については、GNSSによる位置の安定機能を使用しなくとも、安定した離着陸が可能な操縦者を配置すること。
- ⑤ 事故発生時の対応及び連絡体制をあらかじめ設定すること。
- ⑥ 事故発生時の賠償に対応する法人・事業主向けドローン保険(対人対物)に加入すること。
- ⑦ 無人航空機のパイロットや補助者について、法定の休憩時間等を確保すること

(4) 機密保持

受注者は、本仕様書に基づく全ての作業において、気象研究所が提供した業務上の情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課調査官

電話 029-853-8560 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

上記(1)の①に同じ。

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年3月30日から令和4年4月19日まで 上記(1)の①に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年4月20日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ
- ③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- ④ 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。